## ◎ 条例の構成

・目的(第1条)

この条例の制定目的を定めるものです。

定義(第2条)

この条例において使用される「小規模企業者」、「商工会」及び「金融機関」3つの用語の意味を定めるものです。

○中小企業基本法(昭和38年法律第154号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条第5項

この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいう。

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20 人以下
商業・サービス業	5 人以下

## ・基本理念 (第3条)

小規模企業の振興における基本的な考え方を明記し、それに基づき小規模企業の振興を推進していくことを定めるものです。

・町の役割 (第4条)

条例の制定主体である町の役割について定めるものです。

・小規模企業者の役割 (第5条)

小規模企業者自身の役割について定めるものです。

・商工会の役割(第6条)

商工会の役割について定めるものです。

・ 金融機関の役割 (第7条)

金融機関の役割について定めるものです。

金融機関は、経営相談や融資等を通じ小規模企業に対し重要な役割を担っていることから、役割及び連携を定義しました。

・町民の理解と協力(第8条)

小規模企業の振興を推進するための町民の理解と協力について定めるものです。

・財政上の措置(第9条)

町の役割を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財源確保に努めることを定めるものです。

附則

この条例の施行期日を定めるものです。